

エコレンジャー規約

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規約は、八王子市地球温暖化防止活動推進センター（以下クールセンター）エコレンジャー(ボランティア活動を行う者。)の基本事項を定める。

(エコレンジャー活動の目的)

第2条 小中学校に在籍の学童が、地域活動の担い手として主体的に地球温暖化防止活動に関与することを目的とする。

(活動)

第3条 エコレンジャー活動は、次のものをいう。

- (1) クールセンター主催イベントの運営サポート
- (2) 生きものや自然環境保全活動の体験協力
- (3) クールセンター展示物の作成
- (4) その他、地球温暖化防止に寄与する活動

(活動上の原則)

第4条 活動は、公共サービスの一部に携わるものであり、エコレンジャーについても一定の規律と責任が伴うことを自覚し活動を行う。

活動は、当団体とエコレンジャーが双方で話し合いエコレンジャーの自主性を尊重する。

(エコレンジャーの登録)

第5条 エコレンジャー活動を希望するものは、申込フォームより保護者の同意のもと、当団体に申し出ることにし、申し出に基づき活動を開始することとする。

活動をやめる場合も、申し出ることとし、当団体は申し出により登録を抹消する。

(エコレンジャーに対する責任)

第6条 当団体は、エコレンジャーの活動を保障するため次の責務を負う。

- (1) 活動上知り得た個人情報を他に漏らさない。
- (2) 活動に必要な物品等を貸与する。
- (3) ボランティア保険に加入する。

(活動中の事故に対する補償)

第7条 エコレンジャーが活動中及び自宅と活動場所の往復中に起きた事故により負傷した時は、ボランティア保険の規定に基づいて補償することとする。

(協議)

第8条 この方針に規定する以外のことで、エコレンジャーの活動をすすめるにあたり必要な事項は、当団体とエコレンジャーがその都度協議して定める。

附 則(令和4年4月1日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。